古淵あおばこども園　重要事項説明書

１．事業者の運営主体

事業者の名称	社会福祉法人　たけのうち福祉会
事業者の所在地	相模原市中央区東淵野辺４－２５－３
事業者の電話番号	０４２－７３０－６３３６
FAX番号	０４２－７３０－６３３５
代表者氏名	理事長　小磯　英次
定款の目的に定めた事業	幼保連携型認定こども園

２．施設の概要

種別	幼保連携型認定こども園
名称	古淵あおばこども園
施設長名	小磯　英次
開設年月日	平成３１年4月1日

利用定員(年齢別)と職員体制

年齢	０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児
３号定員	９	２０	２０	／	／	／
保育教諭	３	５	４	／	／	／

取扱う保育事業　延長保育、一時保育

３．施設設備の概要

敷地面積	４３９．３６㎡				
建物	鉄筋コンクリート造　２階建て				
延床面積	４９５．６㎡（駐輪場除く）				
１階			２階		
	室数	面積		室数	面積
乳児室	３	１０６．５２㎡	保育室	３	５８．７９㎡
事務室	１	１４．１２㎡	相談室	１	９．７５㎡
調理室	１	２４．３５㎡	こどもトイレ	４	９．３７㎡
調理人休憩室	１	３．００㎡	遊戯室	１	７８．０７㎡
調乳室	１	３．００㎡	職員更衣室	１	７．５０㎡
沐浴室	１	７．８４㎡	職員トイレ	１	１．６５㎡
みんなのトイレ		４．２５㎡	屋外遊技場		２１４．４６㎡

設備の種類　　冷暖房

４．施設の目的

認定こども園法に基づき、乳幼児期の子どもに養護と教育を一体的に行い、環境を通して子どもの保育・教育を総合的に実施するとともに、保護者に対する子育て支援を行うことを目的とする。

古淵あおばこども園分園バンビーノ　重要事項説明書

１．事業者の運営主体

事業者の名称	社会福祉法人　たけのうち福祉会
事業者の所在地	相模原市中央区東淵野辺４－２５－３
事業者の電話番号	０４２－７３０－６３３６
FAX 番号	０４２－７３０－６３３５
代表者氏名	理事長　小磯　英次
定款の目的に定めた事業	幼保連携型認定こども園

２．施設の概要

種別	幼保連携型認定こども園
名称	古淵あおばこども園分園　バンビーノ
施設長名	小磯　英次
開設年月日	平成３１年4月1日

利用定員(年齢別)と職員体制

年齢	０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児
１号定員	／	／	／	３	３	４
２号定員	／	／	／	２０	２０	２０
保育教諭	／	／	／	３	３	２

取扱う保育事業　延長保育

３．施設設備の概要

敷地面積	５８５．２２㎡（駐車場除く）				
建物	木造　２階建て				
延床面積	３９０．０３㎡				
	室数	面積		室数	面積
１階			１階		
配膳室	１	１０．２６㎡	３歳児保育室	３	６４．９６㎡
沐浴室	１	４．６８㎡	ランチルーム	１	１９．４４㎡
事務室	１	１１．８１㎡	職員休憩室	１	７．０８㎡
園児用トイレ	３	９．２８㎡	２階		
職員用トイレ	１	２．７２㎡	４歳児保育室	２	５９．７２㎡
園庭		２７１．７３㎡	５歳児保育室	１	５０．６９㎡
			園児用トイレ	６	１６．２０㎡
			アトリエ	１	１４．５８㎡

設備の種類　　冷暖房

４．施設の目的

認定こども園法に基づき、乳幼児期の子どもに養護と教育を一体的に行い、環境を通して子どもの保育・教育を総合的に実施するとともに、保護者に対する子育て支援を行うことを目的とする。

（別表１）

１６．在園中にかかる諸費用について

１　保育・教育の提供に要する利用者負担額

項目	金額	項目	金額	項目	金額
帽子	１０５０円	お使い袋	２６０円	連絡帳　乳児	６３０円
集金袋	２００円				

＊納入時の金額により価格が変動することがあります。

＊行事等で実費徴収することがあります。

＊セキュリティカードの紛失や、備品を破損された場合には修理や手続きの費用をご負担いただく場合があります。

２　幼児（１．２号認定）に提供する給食費

１ヶ月	主食費	副食費
３歳児	1,000 円	4,500 円
４歳児	1,200 円	
５歳児	1,400 円	

＊主食費は、登園日が提供日数の半数以下の場合は、半額になります。

３　延長保育に係る利用者負担額

月極の場合		１ヶ月	4,500 円
緊急の場合（１回）	０．１歳児	３０分毎	1,000 円
	２歳時以上	３０分毎	500 円
開園時間を超えた場合		３０分毎	1,500 円

＊延長保育料は、翌月に集金します。

４　預かり保育利用者（１号認定こども）負担額

日額	月額
450 円	９０００円

＊保育料、副食費は当月分、主食費、預かり保育料（１号認定こども）は、前月分、手数料 90 円が毎月 27 日に口座引き落としとなります。

令和８年４月１日改定